

大阪市（消）告示第13号

平成4年大阪市（消）告示第30号（必要な知識及び技能を有する者の指定）の一部を次のように改正し、令和8年3月31日から施行する。

令和8年3月2日

大阪市消防長 橋 口 博 之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市火災予防条例(昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。)</p> <p>第3条第2項第3号、第12条第1項第11号及び第19条第1項第15号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のとおり指定する。</p> <p>1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、<u>第8条の2第2項、第8条の3第2項</u>、第9条及び第9条の2において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>[2～4 略]</p>	<p>大阪市火災予防条例(昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。)</p> <p>第3条第2項第3号、第12条第1項第11号及び第19条第1項第15号の規定に基づき、必要な知識及び技能を有する者を次のとおり指定する。</p> <p>1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第7条第2項、第8条第2項、<u>第8条の2第2項</u>、第9条及び第9条の2において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者とする。</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[2～4 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(消防局予防部予防課)